

大阪大学箕面地区教職員組合

2021 年度 総会議案書

日時：2022 年 8 月 4 日（木）18 時～

場所：箕面キャンパス 2F 学術交流室

Zoom 配信とのハイブリッド開催とします

<https://us02web.zoom.us/j/83227031782?pwd=VmRSZGdrVkt2SWxFYzN0TjMxeFFZdz09>

ミーティング ID: 832 2703 1782

パスコード: 420144

目 次

2021 年度のふりかえりと 2022 年度への送り

1. 大学との交渉協議

- (1) 非常勤講師問題
- (2) 三六協定

2. その他の取り組み

- (1) 組合員拡大
- (2) 歓送会、記念品
- (3) レクリエーション
- (4) 他の組合との情報交換
- (5) その他

第 1 号議案 組合規約の改正

第 2 号議案 慶弔金支出規程の改正

第 3 号議案 組合費の割引

第 4 号議案 来年度の活動方針

第 5 号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

資料

文責：大阪大学箕面地区教職員組合執行委員会

ご あ い さ つ

2022 年 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻は国際社会を揺るがす衝撃的な出来事でした。多くの人命が失われ、未だに解決の糸口が見えない状況を考えると、暗澹たる気持ちにならざるを得ません。私たちの組合が定めている「労働憲章」では、「戦争などの諸問題に対して、私たちの大学と組合にふさわしい観点からの取り組みを進め、世界の市民と連帯する」ことを謳っています。平和と連帯のために組合としてできることを、ささやかでも積み上げていきたいと思ひます。

今期の学内での最大の問題は非常勤講師に係るものでした。議論の焦点は、非常勤講師を準委任契約としてきたことと、2023 年 3 月に発生する予定の大量雇い止めです。大阪大学は、2022 年度より初めて非常勤講師を労働者として認め、雇用契約を締結しました。しかし、結局のところ、約 80 名（於：外国語学部）の非常勤講師が 2023 年 3 月末をもって雇い止めされる状況は、何ら改善されることはありませんでした。むしろ、「公募制度の導入」によって、これまでの偽装請負がうやむやになり、また、専任の教職員の業務も増えることが危惧されています。

大阪大学が、非正規労働者の使い捨てなどの社会問題の縮図となっていることには大いなる危機感を持っていますが、大阪大学教職員組合ならびに関西圏大学非常勤講師組合と協力しながら、少しでも良い箕面キャンパスを作るために地道な活動を行っていきましょう。

2021 年度執行委員一同

藤原克美（委員長）、横井幸子（副委員長）、今岡良子（書記長）、 原真由子（会計）、石黒暢（執行委員）酒井裕美（執行委員） 選挙管理委員：高橋美恵子、井上直子 会計監査： 米田信子、多田剛志

2021 年度のふりかえりと 2022 年度への送り

1. 大学との交渉協議

(1) 非常勤講師問題

非常勤講師問題の根幹は、学校教育法違反でありながら、長年大学が非常勤講師と準委任契約を結んできたことと、それにもかかわらず雇用期間の上限を 10 年に定めていたため、2023 年末に大量の雇い止めが発生すること、の二つです。前者に対しては、2021 年 6 月 4 日に衆議院の厚生労働委員会で阪大の非常勤講師の雇用問題が取り上げられたことから、後者については、2021 年 8 月 6 日に意図的なクーリングを示唆した文書が外国語学部から出されたことによって、社会的にも注目されました（下記《経緯》を参照）。

最終的には、2022 年 4 月より、非常勤講師は大学と労働契約を締結し、労働者としての地位を得ることになりましたが、雇い止めに関しては、これまでの期間がカウントされたまま、5 年を上限に短縮されるという制度の「改悪」を招く結果となってしまいました。また、これを機に非常勤講師の単価が引き下げられ、「公募制度」の導入によって専任教職員の業務が増加することにもなりました。

《経緯》

- 6 月 4 日 国会（厚生労働委員会）で大阪大学が請負契約を続けていることが取り上げられ、文科省が調査を約束
- 6 月 16 日 田中、奈良理事連名で、「非常勤講師が担当する授業等に係るアンケート」を各部に発出（文科省への回答は 9 月末 資料⑤）
- 8 月 6 日 外国語学部が、来年度 10 年の雇用期限がくる非常勤にクーリングを示唆するメールを発出
- 9 月 6 日 田中理事、「非常勤講師が担当する授業科目の質保証について」で、KOAN に専任教員の名前を必ず入れるように指示（部局 9 月 29 日）
- 9 月 9 日 準委任契約問題とクーリング問題について、関西圏大学非常勤講師組合が記者会見→朝日新聞、毎日新聞でとりあげられる→大学は取材に対し「誤解を招く表現があった」と説明（資料②）
- 9 月 9 日 箕面地区過半数代表「非常勤講師の契約期間の上限廃止について」の要望書提出（資料③）
- 9 月 10 日 外国語学部が 8 月 6 日の文書を撤回
- 9 月 13 日 箕面地区過半数代表「非常勤講師の雇用問題について」質問書提出（資料③）
- 9 月 16 日 水島理事が、一部の非常勤講師を「労働契約に切り替える」制度を検討と発表。
- 9 月 20 日 関西圏大学非常勤講師組合、大阪大学教職員組合と連名で団体交渉の申し入れ（資料⑥）
- 10 月 21 日 上記 9 月 20 日の教職員組合に対する大学の回答
団体交渉実施（資料⑦）
- 10 月 29 日 要望書および質問書への回答受領（資料⑧、⑨）
- 11 月 17 日 非常勤講師を労働契約に切り替える方針（部局長会議資料の公表）（資料⑩）
- 11 月 19 日 吹田地区過半数代表と「非常勤講師に係る制度変更についての説明会の開催について」要望書提出（資料⑪、⑫）
- 11 月 29 日 就業規則改正案の意見聴取開始（資料⑭）

12月2日 説明会開催（資料⑮）
12月12日 意見書提出（資料⑯）
12月16日 水島理事より「意見書に対する大学の考え」受領（資料⑰）
12月17日 就業規則決定、手当の規程に関する意見聴取開始（資料⑱、⑲）
12月22日 箕面地区過半数代表、箕面地区教職員組合が質問書提出（資料⑳、㉑）
1月4日 質問書への回答（資料㉒、㉓）
1月6日 意見書提出（資料㉔）
4月4日 手当の支給に関する FAQ について組合ニュースでお知らせ（資料㉕）

（２）三六協定

2022年3月15日、4事業場（箕面、豊中、吹田、附属病院）の過半数代表者と大学との間で労使協定に関する協議が開かれました。

大阪大学では2020年秋に、三六協定によって定められていた時間外労働の上限を超える事例が発生していたことが明らかになり、大学は2021年度中に全学的な調査を行うことを約束しました。そして、2022年2月10日に吹田地区過半数代表がその実施結果を問い合わせたところ、回答がありました（資料①）。協定協議においては、この資料に基づき、より具体的な調査の実施を求めるとともに、労働負担の軽減措置を更に講じるよう求めました。

なお、2022年度にいわゆる三六協定によって残業することができる時間は、「緊急その他やむを得ない臨時の事由」がある場合にのみ、月80時間、年間450時間です（資料②）。

２．その他のとりくみ

（１）組合員拡大

今年度は、新たに1名の組合員が加入しました。

（２）歓送迎会

2021年度末で宮本マラシーさん、藤元優子さん、杉野明久さんが退職されました。送別会は新型コロナウイルス感染症の流行により昨年度に引き続き中止となりましたが、記念品（マグカップ）を贈呈しました。

（３）レクリエーション

One-Day-Caféについて

キャンパス移転後に始まった One-Day-Café を今年も開催しました（資料①～③）。教職員の交流を深めるために今後も続けていきたいと思いますが、会議の開催順序が変わったため、開催時間や場所については再検討する必要があります。

(4) 他事業所過半数代表、阪大組合、言文組合、非常勤講師組合等との連携

4過半数代表（豊中・吹田・附属病院および箕面）は、近年密な意見交換を行い、連名で要望書を出すなど協力を続けています。本年度も、非常勤講師問題に関する説明会開催の要請や、三六協定協議に関する情報共有において協力をしました。また大阪大学教職員組合と、関西圏大学非常勤講師組合とは、非常勤講師問題で情報を共有し、共同で団体交渉を実施しました。

(5) その他

・執行委員の交代

2021年度の執行委員の當野能之さんが休職されたため、12月より石黒暢さんに加わっていただきました。また、22年4月より清水政明さんが大学の執行部に入ったため、酒井裕美さんに加わっていただきました。

第1号議案 組合規約の改定

(別紙参照)

変更内容

第2条（所在地）住所の変更

第18条（役員の任務） 文言の修正

第24条（組合費） 組合費カテゴリーの追加

第2号議案 慶弔規程の改定

(別紙参照)

変更内容

第2条 文言の修正（より自然な表現に改めた）

金額の修正（時代の推移に合わせて一部の金額を引き上げた）

第4条 期間の変更（入院期間が短くなっている近年の傾向に合わせて短縮した）

第5条 文言の修正

第3号議案 組合費割引について

現在、新規入会者について、1年間の組合費を割り引くキャンペーンを実施しています。条件は以下のとおりですが、新規組合員勧誘のために、2022年度もこのキャンペーンを引き続き実施したいと思います。また、これまで「非常勤職員」であったところを、「非常勤教職員」に変更します。

キャンペーン内容	非常勤教職員は、一年間組合費無料
	任期制の教員は、一年間、一ヶ月 500 円
	※加入の月から1年間、該当する職種にある場合

第4号議案 来年度の活動方針

（1）使用者との交渉について

- ①次年度も引き続き、箕面地区労働者過半数代表を組合執行委員長にする合意を形成し、団体交渉権をもった労働者過半数代表者となります。
- ②教職員の雇用と労働条件を守るため、大阪大学教職員組合、言文組合、関西圏大学非常勤講師組合等との連携をさらに進めていきます。
- ③大学全体に共通する問題に関して、4事業所の過半数代表者との連携で大学に働きかけていきます。
- ④学生や非常勤講師も含めたキャンパスの安全や衛生の問題は、過半数代表者が任命した労働者代表委員を通じて、安全衛生委員会で協議を重ねていきます。

（2）具体的な取り組み

- ①事務補佐員の5年雇い止めを廃止するよう、引き続き大学に求めています。また、当事者である事務補佐員が組合に加入し、要求実現に向けてともに活動できるように努力します。
- ②外国学図書館との繋がりを深め、箕面キャンパス全体の課題の解決に取り組めます。
- ③非常勤講師組合との情報交換・協力を続けながら、非常勤講師の公募制度、雇い止めの問題に取り組めます。
- ④教員の労働時間についての実態把握を行い、十分な研究時間の確保を求めます。
- ⑤箕面キャンパス教職員の通勤手段について実態調査を行い、他のキャンパスと同等の条件となるよう求めています。

⑥その他、数年来の諸課題についても、引き続き検討・要望を重ねていきます。

（３）組合活動について

①組合への加入をよびかけ、箕面地区教職員の労働環境・労働条件について、より多くの当事者が声を上げ、活動に参加して要求実現できるように努力します。

②組合員の歓送迎会やレクリエーションなどの企画を行います。また、阪大組合や言文組合など、本学その他組合と情報共有や人的交流をさらに進めていきます。

《2022 年度役員》

執行委員長 藤原克美

副執行委員長 石黒 暢

書記長 今岡良子

会計 原真由子

執行委員 酒井裕美

執行委員 横井幸子

会計監査 米田信子、井上直子

第 5 号議案 来年度の予算案と今年度の決算報告書

（別紙参照）

【資料】

1. (1) — ①

■■■ 組合ニュース 2021年度 第2号 ■■■■■ 2021年8月12日 ■■

重要！ 非常勤クーリング問題について

大学本部は脱法行為だと認識していることが判明！！

昨日の総会后、来賓として出席いただいた、大阪大学教職員組合、阪大言文組合、関西圏大学非常勤講師組合の方々と意見交換を行いました。そこで、今回の非常勤講師の10年雇い止めとクーリングの問題にとって、極めて重要なことが分かりました。

「本学では、有期雇用教職員との間で、クーリング期間を恣意的に設けるといったことは、本来的な運用であるとは言い難いものであると考えており、法の趣旨を潜脱するようなものはクーリング期間として認められないものであるという旨は学内に周知徹底していることを申し添えます。」

このような文章が平成 30（2018）年 1 月 11 日に当時の総務部長の名前で出されていたのです。

大学本部はクーリング（再雇用を意図して、恣意的に6か月休ませること）は脱法行為であると認識（10年雇い止めのルールがあるだけ）→部局が勝手にクーリング期間を恣意的に用いた→部局に対して、これは脱法行為であるからやめるように指示→休んで頂く予定の非常勤は単なる雇い止めで、再雇用できないという最悪のシナリオも想定されます。

さて、どうしたらよいのか執行部でも議論ができていませんが、私たちが想定していたよりも大きな問題が生じる可能性が明らかになりましたので、取り急ぎお知らせします。

ご意見・ご提案等お待ちしております。

※潜脱は違法ではありませんが、いわゆる脱法行為です。

1. (1) — ②

■■□ 過半数ニュース ■■■■■ 2021年9月10日 ■□

非常勤問題について報道されました！

[illegible]

皆様

本日の朝日新聞朝刊と毎日新聞オンラインで、阪大外国語学部の非常勤講師問題が取り上げられています。フォーカスされている論点は異なりますが、それだけ複雑な問題だと思えます。とりいそぎ、情報提供のみですが、ご意見等ありましたら、ご連絡ください。

大阪大学が業務委託契約を結ぶ非常勤講師に成績評価などを含む授業を任せていることに対し、文部科学省が「大学が直接雇用した教員以外が授業を担当するのは適切だ」として実態を調査していることが分かった。講師らも「実質的に授業を担っているにもかかわらず不安定な雇用を強いられている」として、直接雇用への転換を求めている。

阪大の講師を含む関西圏大学非常勤講師組合が9日に会見し、明らかにした。組合によると、阪大は最長10年を上限に、講師と業務委託契約を結んでいる。文科省は業務委託自体は認めているが、想定されているのは授業の補助で、4月には各大学に「直接雇用していない者に実質的に授業を担当させるのは適切」とする事務連絡を出し

た。

組合は、非常勤講師が授業の計画作りや成績評価などを単独で担っている阪大のような状態は問題だと主張。文科省も実態の確認を進めているという。

さらに組合は、阪大外国語学部では210人の非常勤講師のうち約80人が2022年度末に10年の上限を迎えるとして、「多くの雇止めが出る恐れがある」

とも指摘した。労働契約法は有期の雇用契約を繰り返して一定期間を超えれば、労働者が無期契約への転換を求めることができることと定めているが、業務委託契約の場合は労働者ではなく個人事業主となり、対象にならないためだ。

組合は会見で「労働契約法ではないので、大学は簡単に契約を打ち切れる。東大など各地の大学が直接雇用になり替えており、阪大も対応すべきだ」と訴えた。阪大は朝日新聞の取材に「契約形態のあり方は大学として責任を持って決めるが、申し入れがあれば交渉には応じる」と回答した。

（笹川翔平 狩野聖平）

「授業担うなら直接雇用」
阪大の非常勤講師ら 文科省も調査

大阪大が非常勤講師に契約空白期間依頼 大学側「誤解招いた」

每日新聞 2021/9/9 19:57 (最終更新 9/9 20:37)

有料記事 529文字



大阪大外国語学部＝青木勝彦撮影

国内の大学の多くは非常勤講師を同法の対象として扱っているが、大阪大は対象外だとし、契約更新の年限を10年と定めている。大学側は「依頼には誤解を招く記載があった」と説明。6カ月以上の空白期間があればルールを適用しようとしたとみられる。

13年度以降、有期の雇用契約を繰り返し更新して通算5年を超えると無期契約に転換できる同法のルールが始まった。ただ6カ月以上の契約空白期間があれば通算期間には算入されない。（共同）

1. (1) —③

■■□ 過半数ニュース ■■■■■ 2021年9月15日 ■■

非常勤講師問題について要望書と質問書を提出しました

皆様

非常勤講師問題について、2021 年 9 月 9 日に要望書を、2021 年 9 月 13 日に質問書を、提出しました。大学からの回答には時間がかかりそうだと連絡がありましたので、提出したことについて、先にご報告いたします。

* * * * *

2021 年 9 月 9 日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表 藤原克美

要望書

非常勤講師の契約期間の上限の廃止について

大阪大学では準委任契約の非常勤講師に対し、2013年に5年を上限とする雇用期間を設定

し、2014年には改正研究開発力強化法「労働契約法の特例」を適用して、契約更新の上限を10年と定めました。2023年4月にはこの10年を迎える可能性のある非常勤講師が多数おられます。特に外国語学部では、少人数での実習科目の提供が教育の質を左右する重要な部分であり、学部として掲げる到達度目標に合わせて必要な科目数を確保するため多くの非常勤講師の協力を得ています。語学教育における非常勤講師の比重の高さは、本学共通教育や他の総合大学においても同様にみられる状況であり、カリキュラムポリシーにおいて学生に保証している教育内容の担保のためには必須であることをご理解いただきたく存じます。

さらに、外国語学部は25の専攻言語に分かれており、言語ごとに高度な専門性と豊かな経験を持つ講師を確保しなければなりません。今回、10年を迎える予定の非常勤講師は学部全体で70～80名にものぼると言われており、これらの先生方が一斉に雇用できなくなるとすれば、外国語学部の教育の根幹を揺るがす重大な問題となります。このような、外国語学部教育の崩壊につながりかねない大量の非常勤講師の雇い止め期限は目前に差し迫っているため、「国立大学法人大阪大学有期雇用教職員の契約期間等に関する規程」を改正し、非常勤講師の契約期間の上限を速やかに廃止されるよう、要望いたします。

以上

2021年9月13日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表 藤原克美

質問書
非常勤講師の雇用問題について

2021年9月10日の『毎日新聞』夕刊によると、8月上旬、外国語「学部長らの名前で、非常勤講師に『教育カリキュラム維持のため、2022年度に方策を講じる必要がある。具体的には半年間のクーリング（空白）期間を設定させていただき、23年度以降も安定した質の高い教育を維持したい』」などとした依頼があったが、「大学側は、『依頼には誤解を招く記載があった』と説明」されたということです。

この報道を踏まえ、以下の点をお聞きしたいと思います。

1. 学部長名による依頼文書のどの箇所が「誤解を招く記載」であったのか、具体的にお示し下さい。
2. また、「誤解を招かない記載」をするためには、どのように修正すればよいのか、具体的にお示し下さい。
3. 上の1の「誤解を招く記載」は「誤った記載」とは異なるのでしょうか。

以上の点を大阪大学として明確に示さない限り、各部局の理解があいまいなまま、再度「誤解」が生まれる可能性がありますので、明確にお答えいただきたく存じます。また、そもそも、これまでこのような重要な判断を各部局に任せてきたこと自体が、大阪大学のコーポレートガバナンスの欠陥を露呈していると考えます（外国語学部ではなく大学の問題であることは、全学教育推進機構と外国語学部の対応に差が生じていることから明らかです）。

本件は、特に箕面地区の教職員の大半が携わる外国語学部の教育に関わることであり、「安定した質の高い教育を維持したい」と願って日々働いている箕面地区教職員に必然的にかかわる事柄ですので、必ず具体的にお答えください。

以上

10月21日、関西圏大学非常勤講師組合、大阪大学教職員組合とともに共同団体交渉を行いました。非常勤講師組合の組合員ではない非常勤の方も含めて労働者側は総勢14名の参加となりました。

最も重要だと思われる点を簡潔にお知らせします。

非常勤講師の方は、契約期間は10年を上限とすると学内規則に書かれているため、10年を超える契約の延長は無いと明言しました。クーリングの撤回というのは、すなわち、11年目、12年目という契約期間の延長はないということです。例外規定が適用されることもないそうです。

そうなると、外国語学部では70～80人の非常勤が一斉に契約を解除されることになり、大変な事態になりますが、その対応は外国語学部が考えることだ、との一言で終わりました。

もう一つ、外国語学部では非常勤講師の授業のKOANに専任の名前が記載されましたが、文学研究科・文学部では、今日の時点でも非常勤講師担当授業のKOANに専任教員を紐つけるようなことはしていない、ということが分かりました。同様の部局は他にもあるようです。

令和3年10月21日

大阪大学教職員組合

中央執行委員長 望月 太郎 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 藤原 克美 殿

関西圏大学非常勤講師組合

執行委員長 新屋敷 健 殿

国立大学法人大阪大学

理事 水島 郁子



回答（令和3年9月20日付け「共同団交申入書」に対する回答）

標記申入書に対して、以下のとおり回答いたします。

なお、各要求項目については、大阪大学教職員組合及び大阪大学箕面地区教職員組合の組合員の労働条件との関係が必ずしも明確ではありませんが、関西圏大学非常勤講師組合の組合員の労働条件に関する事項を念頭に回答しておりますことを申し添えます。

要求項目1. について

令和3年9月15日付け「非常勤講師の委嘱に係る契約書等の送付について」は、同年10月1日付けで非常勤講師を委嘱する者に対して契約書等を発送する趣旨のものであり、同年9月16日付け「非常勤講師の委嘱等について」は、本学におけるさらなる教育の質保証等の観点から、今後の検討に係る方針についてお知らせすることを趣旨としたものです。

また、上記方針において説明しているとおり、実態把握を行いつつ、準委任契約を締結した者を個別の実態に応じて労働契約に切り替えることを視野に入れた制度設計に早急に取り組むこととしており、制度の詳細については現在、検討を進めているところです。

要求項目2. 3. 6. について

平成25年4月から導入した本学における有期契約ルールについては、「柔軟な人事制度の構築」を目指し、柔軟かつシンプルな雇用制度とすべく、従前の最長雇用可能年数及びクーリング期間等を見直したものです。当該ルールの内容については、導入前の平成24年11月に学内へ周知することとあわせて関西圏大学非常勤講師組合に対してもお知らせ

箕面キャンパスのみなさんへ

令和3年10月29日

理事 水島郁子

質問書について

本学の非常勤講師の契約期間については、上述のとおり、一定の空白期間がある場合は、それ以前の契約期間は「通算契約期間」に算入しないこととしておりますが、令和3年8月6日付け外国語学部長及び大学院言語文化研究科長連名文書「来年度の授業担当委嘱に関するお願い」については、「具体的に考えられる方策として、当学部及び研究科では該当する非常勤講師の先生方に、半年間のクーリング（空白）期間を設定させていただくことで、2023年度以降も安定した質の高い教育・研究を維持し、学生の修学を支えて参りたいと考えております」との記載に、契約の終丁から6か月経過後に再度契約を約束しているとの誤解を与えかねない内容が含まれていたと考えております。

なお、上記文書については、令和3年9月10日付けで撤回されておりますので、申し添えます。

1. (1) — ⑩

■ ■ □ 過半数ニュース ■ ■ □ ■ ■ □ 2021年11月17日 ■ ■ □ ■ ■ □

速報！非常勤講師を労働契約へ！！

[illegible]

本日、研究科長より報告のあった部局長会議の資料によりますと、非常勤講師の方々を来年度から労働契約に切り替える方針が示されています（添付資料参照）。箕面地区教職員組合が関西圏非常勤講師組合、阪大組合とともに共同団体交渉を行ったこと、マスコミ各社が問い合わせしたことで、大学は法律を遵守するという結論を出しました。専任教員も担当しない授業のシラバスを書いたり、成績を付けたりする必要はなくなるはずです。更新期間の上限が 10 年という問題は残っていますが、非常勤講師が労働者として認められれば、大きな一歩になると思います。

文責：箕面地区過半数代表
箕面地区教職員組合執行委員長
藤原克美

1. (1) — ⑪

2021 年 11 月 19 日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表 藤原克美
吹田地区過半数代表 谷川裕章

要望書

非常勤講師に係る制度変更についての説明会の開催について

日頃より大阪大学教職員の労働環境の改善にご尽力いただき、ありがとうございます。また、「今後の非常勤講師に係る制度について（お知らせ）」についてご連絡いただき、感謝いたします。

本制度案によりますと令和４年度より非常勤講師とは労働契約が締結されるとのことで、過半数代表にとっても重要な制度変更となります。就業規則改正にあたっては今後意見聴取も予定されていますが、改正案について十分な説明を受けなければ、適切な判断も不可能だと思います。従いまして、本制度変更に関する説明会をできるだけ早急に開催いただきますよう、お願い致します。

以上

2021 年 11 月 25 日

[illegible]

前回お知らせしたように、非常勤講師の方々を来年度から労働契約に切り替える方針が示されています（添付資料参照）。今後は、添付資料にもありますように、就業規則等改正の前に必要な過半数代表への意見聴取が予定されています。この改正は非常勤講師を多く抱える箕面キャンパスにおいては特に重要な変更となるため、説明会の開催を要望しました。以下の日程で行う予定ですので、ご関心のある方は是非ご参加ください。もし可能であれば事前に参加のご連絡を頂けると幸いです。宜しくお願い致します。

1. (1) —⑬

2021 年 11 月 25 日

非常勤講師の雇い止めについて、同じような状況にある理研にかんする情報提供を致します。

理研でも、阪大と全く同じことが起こっています。2023 年に職員の 8 人に 1 人に当たる 600 人が契約解除となるのは、研究所の規程の「研究系非常勤職員の契約更新期間の上限 10 年」という規定に基づくものです。

https://roudou-navi.org/2021/07/03/20210703_kanaiyasuyuki/

1. (1) — ⑭

2021 年 11 月 29 日

[illegible]

大学から次の就業規則の変更について連絡がありました。変更箇所は添付の PDF にまとめられています (17-18 頁にご注目ください)。

内容をご検討の上、12月11日（土）までにご意見をお寄せください。宜しく願い致します。

記

【改正等②】

・国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則

(改正)

- ・ 国立大学法人大阪大学の作成する就業規則の種類及びその適用者に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学教職員労働災害補償規程
- ・ 国立大学法人大阪大学非常勤職員等育児・介護休業等に関する規程
- ・ 国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程

1. (1) — ⑮

2021 年 12 月 1 日

リマインダー：非常勤講師の雇用に関する説明会、明日！！

[illegible]

12月2日 16:00～ 2階 学術交流室において

来年度からの案は 11 月 29 日のニュースで配信しましたが、そのうちの「就業規則」と「雇用期間に関する規程」のみを添付しましたので、ご多忙の方はまずはこちらをご覧ください。

人事課から直接説明を受ける貴重な機会ですので、教授会の後、お時間のとれる方は是非ご参加ください。

1. (1) —①⑥

2021 年 12 月 12 日

[illegible]

先日お知らせしましたように、大学から非常勤講師と労働契約を締結することに伴う就業規則の制定および改正案が来ています。この案について皆様からご意見を募り、以下のような意見書を準備しました。是非内容に目を通していただき、何かありましたらご連絡いただければと思います。何卒宜しくお願い致します。

本日締め切りの意見書を提出致します。

②—2にある図がずれるかもしれませんので、PDF もお送りします。ご査収のほど、宜しくお願い致します。

2018年3月に行われた労使協定協議において、非常勤講師の労働者性に関する野呂・豊中過半数代表の質問に対し、大学は「労働者の概念は、働き方改革関連法案、労組法、労基法・

労働契約法などの法制度ごとに異なっており、大学としても労働者性を全く認めていないわけではない」として、大学が法律ごとに非常勤講師の扱いを変えることに問題が無い旨の答弁をしています。このところからも、労働契約法の特例が適用される「研究者又は技術者」としての扱いをここで変更する根拠が、大学にはないと考えます。
意見書の内容を是非ご検討頂きますよう、お願い致します。

意見書

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

大阪大学 総長 殿

令和 3 年 1 1 月 2 9 日付けをもって意見を求められた、非常勤講師と労働契約を締結することに伴う就業規則の制定案及び一部改正案について、下記のとおり意見を提出します。

記

まず、非常勤講師との契約を従来の準委任契約から労働契約に変えることは、箕面地区のなかではすでに教職員組合から要望していたものであり、大きな変化として歓迎されるものです。

しかし、非常勤講師と労働契約を締結することに伴う一連の改正案は、大阪大学、特に外国語学部および日本語日本文化教育センター、言語文化研究科言語社会専攻の教育の質の低下を招き、箕面地区教職員にとっても深刻な問題となる可能性をはらんでいるため、到底承服できるものではありません。

一連の改正案のなかで最も問題だと考えられるのは、**契約期間の上限が 10 年から 5 年に短縮され、また、これまでの契約期間が通算されていることです。**

契約期間は、「国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程」、及び「国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する要項」において詳細に定められています。

非常勤講師は従来、「要項」において、いわゆる「任期法」に基づき期間の定めのある労働契約を締結した者又は「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に該当する者に含まれ、契約期間の上限は 10 年とされていました。

これについては、

・平成 25 年の制度変更時の大学説明文書（次頁）において、**非常勤講師も「研究者又は技術者」であることを特例適用の根拠としています。**

・また、これまでは労働者として扱われていませんでしたので、労働契約法の特例を直接適用はしていないが、「準用している」、すなわち「教育研究上同じ取り扱いをしている」と 2021 年 10 月 21 日の箕面地区教職員組合との団体交渉の場でも説明しています。

このように、**大学はこれまで一貫して、非常勤講師を、労働契約法の特例の適用の判断基準における「研究者又は技術者」とであると認識してこられました。**

そして、新たに労働契約を結んで非常勤講師となる方の業務は、**従来の非常勤講師とほぼ同じ業務だ**と考えられます。したがって、現状のままで単に「要項」の第二条から非常勤講師を外すことは、到底受け入れられるものではありません。

※参考：平成 25 年の制度変更時の大学説明文書

労働契約法の特例への対応について(案)

法改正の内容(労働契約法の特例のうち、本学に関連する部分)

- I. 次のいずれかに該当する有期労働契約者の無期転換申込権の発生は、「5年」ではなく「10年」となること。
- ① 科学技術に関する研究者又は技術者(科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。)であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で労働契約を締結したもの
- ② 研究開発等に係る企画立案等の業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で労働契約を締結したもの
- ③ 大学教員任期法に基づき任期を付して雇用されている有期労働契約者
- II. 上記Iの①②③に該当する者については、大学に在学している間の有期労働契約期間は、無期転換申込権が発生する通算契約期間には含まれないこと。

(公布日) 平成25年12月13日 (施行日) 平成26年4月1日施行

本学の対応(案)

1. 更新可能年数について

- ① 教員・研究員系(常勤・非常勤とも) 「5年」→「10年」
(該当職種) 特任教員、特任研究員、寄附講座(研究部門)教員、医員、医員(臨床研修)など
- ② 事務・技術職員系(常勤) 「5年」→「5年」
※ 大学が特に必要と認めた場合は「10年」まで雇用可能
(例) 業務に関する学位(修士又は博士)取得者で、かつ、技術職として専門的な知識及び能力を必要とする業務従事者など
- ③ 非常勤職員(①以外) 「5年」→「5年」
- ④ 非常勤講師 「5年」→「10年」
- 注1) ①～④は、あくまでも契約締結可能年数の上限を示したものであって、上限までの契約を保障するものではないことに注意。

有期職の契約締結可能上限年数一覧

カテゴリ	原則	例外	職種	具体的な職種	労働法特例適用の場合の扱い
I	10年 (要改正)	大学が特に認めた場合、10年を超え(要改正)	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
II	5年 (要改正)	ナシ	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
III	5年 (要改正)	ナシ	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
IV	5年 (要改正)	ナシ	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者

有期職の契約締結可能上限年数一覧

カテゴリ	原則	例外	職種	具体的な職種	労働法特例適用の場合の扱い
I	10年 (要改正)	大学が特に認めた場合、10年を超え(要改正)	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
II	5年 (要改正)	ナシ	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
III	5年 (要改正)	ナシ	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
IV	5年 (要改正)	ナシ	常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者
			非常勤	特任法政教員 特任法政教員 特任教員等 寄附講座等教員	研究職又は技術者

次に、契約期間の通算の問題です。そもそも、大学はこれまで、非常勤講師とは準委任契約を結び、通常の労働者とは異なる位置づけをしてきたにも関わらず、新たに労働契約を結ぶにあたり、従来の契約期間を「通算」すること自体が整合性を欠くものです。この点については、既存の規程を根拠とせず、労働契約締結時を起点とするよう規程の改正をすべきだと考えます。

さらに、仮に上記規程に基づいた場合にも、大きな疑問があります。規程改正案の附則 2 によれば、これまで準委任契約を結んでいた非常勤講師は、従前のとおり「10 年」となっています。この附則が設けられた意図として、太学からは「従前の規程に基づいて、最長で 10 年を想定してこられた方への配慮」との説明を受けました。また、箕面地区教職員組合が受け取った 2021 年 10 月 21 日付の水島理事からの回答書においても、契約締結可能年数に「上限をあらかじめ明確に定めることは、**契約の見通しや予測可能性を確保する観点からも十分合理性がある**と考え」ておられ、非常勤講師が、契約締結可能年限について 10 年という「見通し」や「予測」を持つ可能性を否定せず、むしろそれを肯定的に捉えているように思われます。しかるに、「ただし、この場合においても、第 2 条第 6 号の適用を受けることになった日から起算して 5 年を超えないものとする。」という直後の但し書きによって、同じ 10 年という見通しをもってこれまで契約してきた非常勤講師の一部に、契約締結可能年数が **10 年を下回る不利な条件を設定**しています（例えば現在 2 年目の方は、あと 8 年という予測であったものが、あと 5 年となる）。このような制限を設ける理由は全く見当たりませんし、この但し書きが適用される非常勤講師にとっては**大きな不利益変更**です。2021 年 6 月 1 日現在で、外国語学部には 210 人、日本語日本文化教育センターには 108 人、言語文化研究科言語社会専攻には 13 人の非常勤講師の先生がおられます。この方々には、箕面地区において専任教員では担うことができないが、カリキュラム上必要不可欠の授業を担当していただいています。このような非常勤講師のうち、**2022 年度末で大学が定めた契約期間の上限 10 年を迎える先生は外国語学部だけで 70-80 人に上るとされており**、それだけでも箕面地区の教育にとって大きな問題を引き起こします。さらに、今回の改正案では、契約期間の上限がこれまでの想定よりも早く到来する方もあり、箕面地区において**差し迫ったカリキュラム破綻の危機**は、解決されるどころか、むしろ今後更に悪化することになります。

したがって、箕面地区過半数代表としては、本改正案には到底納得することはできません。

新たに制定予定の就業規則案では、第二条第 2 項において、「大学が特に必要と認めた場合を除き」契約期間の上限は 5 年と定めており、例外が認められる可能性が残されています。箕面地区で非常勤講師の方々が担っている授業は、本学がカリキュラムで学生に保証している教育を提供するために不可欠なものであることをご理解いただき、少なくともこの例外規定を柔軟に適用されることを求めます。

箕面地区過半数代表者 藤 原 克 美

1. (1) -⑰

令和3年12月16日

過半数代表者 各位

理 事
水 島 郁 子

日頃から大学の業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度の国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則の制定案及び関連規則の一部改正案について、皆様からいただいたご意見等に対しては、大学として以下のとおり考えております。

1. 契約期間の更新の上限について

今回、新たに整備する非常勤講師の制度において、労働契約を締結する非常勤講師に係る契約期間の更新の上限については、職務内容や本学の他の職種における更新の上限との均衡等を考慮し、国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程第3条第2項の規定を適用せず、原則の5年とすることとしたものです。あわせて、準委任契約を締結する委託講師に係る契約期間の更新の上限についても、非常勤講師に係る上限との均衡を考慮したものとしております。

本学の有期契約ルールについては、「柔軟な人事制度の構築」を目指し、柔軟かつシンプルな制度とすべく、職名や契約形態に関わらず、契約期間等をすべて通算することとしており、今回の制度の整備に際しても、その考え方は維持することとしております。ただし、現在、非常勤講師として準委任契約を締結している者について、令和4年度以降引き続き非常勤講師として労働契約を締結する場合においては、激変緩和のための経過措置として、現行の準委任契約の非常勤講師に係る契約期間の更新の上限を適用することとしつつ、経過措置が適用されない非常勤講師との均衡等を考慮して、この場合であっても労働契約を締結した日から起算して5年を超えないこととしたものです。

なお、現在の非常勤講師については、本学の有期契約ルールにおいて、他の有期契約者との統一的な取扱いのもと、契約期間の更新の上限を10年としておりますが、カリキュラムの見直し状況等を踏まえて、その都度契約締結の有無を判断しているものであり、更新の上限までの契約を保障するものではありません。

箕面キャンパスのみなさんへ

大学から次の就業規則の変更について連絡がありました。新しい非常勤講師の単価が、委託講師よりも低いことに対する代償措置案のようです。

内容をご検討の上、ご意見がありましたら1月4日（火）までにお寄せください。

（依頼内容、以下の通り）

（略）

記

<改正要旨>

- ・労働基準法の規定に合わせる修文並びに当該授業科目に関連して必要な業務に従事する非常勤講師に対して支給する手当を新設することに伴う改正

<改正する就業規則>

- ・国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則

1.（1）－⑳

2021年12月22日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表
藤原克美

質問書

非常勤講師の雇用問題について

2021年12月13日に箕面地区過半数代表から意見書を提出し、根本的な疑問を提起しましたが、わずか3日後の16日には大学は原案通りの就業規則の制定および関連する規程の改定を行いました。意見書にも書きました通り、一連の改正案には承服しがたい内容が含まれておりますが、一点のみお聞きしたいと思います。

大学は、非常勤講師をいつから労働契約法の特例の適用の判断基準における「研究者又は技術者」でないと判断されるようになったのか、明確にお答えいただきたく存じます。意見書で私が引用しました平成24年度の文書の内容を撤回された文書はいただいていないと思いますので、宜しくお願い致します。

次に、制度の運用方法に関する具体的な質問も多く寄せられています。検討中のものもあるとは思いますが、できれば1月6日締め切りの意見書に合わせて検討したいと思いますので、わかる範囲でお答えいただければと思います。

- ・非常勤講師の具体的な選考基準、選考方法について
- ・年齢制限は、「部局の申請に基づき大学が特に必要と認めた場合」に特例が認められますが、大学とは具体的にどの組織が、どのようにして決定するのか
- ・非常勤講師成績管理責任者であるか否かは誰がどのように判断するのか
- ・非常勤講師成績管理責任者は全学で何人程度と予想できるか
- ・クォーター、セメスター、通年でも手当は同額か
- ・非常勤講師教育活動関連手当の具体的な支給条件、決定方法
- ・委託講師には教育活動関連手当は支給されないのか
- ・委託講師はKOANにアクセスできるのか

以上

令和3年12月28日

箕面地区過半数代表者
藤原克美 殿

理 事
水島郁子

令和3年12月22日付け質問書について（回答）

日頃から大学の業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年12月22日付け質問書につきましては、大学として以下のとおり考えております。

これまででもご説明しているとおり、現在、非常勤講師の方々との間においては、民法656条の準委任契約たる「委嘱契約」を締結し、通常の労働者と異なる位置付けとしていることから、労働契約法や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の適用を受けるものではないと考えておりますが、本学における有期契約ルールの見直しに際して、有期契約者として統一的な取扱いとしております。

平成26年4月の上記ルール改正に際して配付した資料の記載については、区分の整理のためのものであって、従来の本学の考え方を変更するものではなく、当該改正における過半数代表者からの意見書に対する大学の考え（平成26年3月24日付け）においても、委嘱契約期間を通算契約期間に含めるということを除いて、非常勤講師に関する従来の考え方に変更はない旨説明しております。

次に、制度の運用に関するご質問については、以下のとおり考えております。

1. 選考基準、選考方法について

選考基準及び選考方法については、「国立大学法人大阪大学非常勤講師の選考基準」を制定し、令和3年12月16日にICHO掲示板等により学内に周知しております（別添）。

2. 年齢制限について

年齢制限の特例を認める場合の基準等については、現在、検討を行っているところです。

なお、令和4年度に契約する非常勤講師及び委託講師であって、上記基準等の

3. 手当について

いずれの手当についても、授業科目ごとに、その内容等に応じて当該部局が必要性を判断し、支給の有無が決まるものと考えております。

4. その他について

1. (1) —(23)

非常勤講師の雇用問題に関する質問書への大学からの回答

あけましておめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。

なにかご質問やご意見がありましたらいつでもお寄せください。宜しくお願い致します。

令和3年12月28日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 藤原克美 殿

国立大学法人大阪大学
総務部長 白井政行



回答（令和3年12月22日付け質問書に対する回答）

標記文書による質問について、以下のとおり回答いたします。

本学においては、非常勤講師との間で準委任契約を締結しておりますが、さらなる教育の質保証等の観点から、令和4年度以降、原則として非常勤講師との間で労働契約を締結することとしたものです。

労働契約を締結する非常勤講師が従事する業務については、教職員の職名及び職務内容等に関する要項別表第2において定める「カリキュラムにおける授業を担当し、講義又は演習等に従事する」との職務内容に基づき、各部局等において、非常勤講師が担当する個々の授業の内容等に応じて、その範囲等を決定することとなります。

他方、準委任契約を締結する委託講師が実施する授業等については、教育関係法令を踏まえて大学が主体性と責任を持って開講することを前提とするものであり、その分担や専任教員の関与等の程度に関して、労働契約を締結する非常勤講師との間で差異が生じることとなるものと考えております。

また、令和4年度以降、非常勤講師には新たに制定した国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則が適用されることとなり、就業上の諸条件や権利義務等においても異なるものとなっております。

以上のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

1. (1) -④

意 見 書

令和4年 1月 6日

大 阪 大 学 総 長 殿

記

本改正案の重要な部分は、非常勤講師成績管理手当及び非常勤講師教育活動関連手当の新設に関する部分ですが、第3章 給与 への追加ではなく、附則において「当分の間」支給するとしてあり、今後の継続的支給に対する懸念があります。

また、そもそも非常勤講師就業規則第18条で定められた授業一回あたりの給与11,784円は、委託講師の報酬額（授業一回あたり）と比して1,586円安く設定されています。委託講師の処遇は現行と変更なしとされていますから、非常勤講師は、例えば1セメスターで従来と比べて23,790円の減額となります。ここに成績管理手当10,000円を加えても13,790円の減額、1年間では27,580円の収入減となります。労働契約となることによって処遇が異なるとはいえ、大幅な収入減となるため、本手当の支給額は不十分だと考えます。

次に、就業規則第29条 所定労働時間 に関しては、非常勤職員（短時間勤務職員）の場合は、いくつかの制限があるとはいえ、1日の労働時間が4時間以上の場合に45分の休憩時間が付与されています。ところが、非常勤講師就業規則においては1日の労働時間が6時間以上、さらに今回の改正案では「6時間を超える」場合にのみ付与されることとなります。休憩時間についても「有期契約者として統一的な取り扱い」をするべきではないでしょうか。

1. (1) — ②⑤

過半数ニュース

非常勤講師の成績管理手当及び非常勤講師教育活動関連手当の支給に関する FAQ について

2022 年度も宜しくお願い致します。

以下の説明動画も参考になります。

<https://echo360.net.au/lesson/d3af91fd-bd6a-46a5-9dc9-85484dbec7ba/classroom>

1. (2) - ①

2022 年 3 月 5 日

過半数ニュース

勤務時間管理の状況確認について

箕面キャンパスのみなさんへ

年度末、お忙しいところ失礼します。

大阪大学では 2020 年秋に、労基署の指摘により、三六協定によって定められていた時間外労働の上限（年 450 時間）を超える事例が発生していたことが明らかになりました。この協

定違反に関わって、大学は 2021 年度中に全学的な調査を行うことを約束しました。そして、本年 2 月 10 日に吹田地区過半数代表がその実施結果を問い合わせたところ、添付のような回答がありました。

この回答をご覧になり、大学に対する要望やご意見がありましたら、是非お寄せください。

今年の三六協定締結にむけた協議は 3 月 15 日を予定しております。人事担当者に意見を直接伝えることができる機会がですので、できればこの日までにいただけるとありがたいです。

令和 4 年 2 月 28 日

過半数代表者 各位

理 事
水 島 郁 子

令和 4 年 2 月 10 日付け文書について（回答）

日頃から大学の業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 2 月 10 日付け文書により吹田地区過半数代表者から申入れいただいたことにつきまして、今年度を実施した勤務時間管理の状況確認の結果を別紙のとおりお知らせします。

以上

勤務時間管理の状況確認結果

1. 状況確認対象部署及び実施期間

本部事務機構 15 部署 部局 13 部署

※ 時間外労働時間数が年間 360 時間を超える者が多い部署、または毎年度時間外労働時間数が 360 時間を超える者が所属している部署を抽出

令和 3 年 8 月～同年 12 月

2. 状況確認の担当者及び対象者

担当者：総務部人事課長、課長補佐、係長等

対象者：各部署における管理監督者等（課長級、課長補佐級）

3. 状況確認の目的

対象部署における勤務時間管理の状況をヒアリングし、管理監督者等の勤務時間管理に対する意識の向上を図るとともに、時間外労働等の適正な管理を徹底する。

4. 状況確認の方法等

対象部署に係る管理監督者等に対して、時間外労働が多い具体的な要因及び対応策、その他勤務時間管理の状況等についてヒアリングを行う。

併せて、勤務管理システムの打刻等の状況を確認し、不備等が散見される場合等は改善を促す。

5. 状況確認の結果概要

- ・ ほぼ全ての部署において、超過勤務をしている者に対する声掛けや超過勤務の理由確認等が行われており、部署内でのコミュニケーションが図られていた。
- ・ 勤怠システムの打刻データにおいて、始業時刻後に打刻がされている日が多い部署や、打刻ができていないにもかかわらずコメントの入力のない日が多い部署があった。
- ・ ほぼ全ての部署において、令和 2 年 12 月 16 日付け理事通知「時間外労働等の適正な管理等の徹底について（通知）」の内容について周知されており、打刻後に業務に従事すること等がないように注意喚起が行われていた。なお、当該通知の発出により、構成員の意識も変わり、時間外のメール送信が減っているとの意見があった。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大への対応等の業務について、昨年度に超過勤務が増加した要因の一つであったが、これまでのノウハウを活かし、今年度は改善傾向にあるという声が多かった。
- ・ 教務系の係においては、新型コロナウイルス感染拡大への対応等の影響が特に大きく、また、統一化やマニュアル化が比較的困難な業務が多いとの意見が

- ・ 超過勤務が生じている要因について、業務量によるもののほか、職員の異動に伴う一時的な担当者の業務遂行能力の低下や担当者の性格によるといった意見があった。
- ・ 業務分担の見直しにより超過勤務縮減につながっている例がある一方で、業務の内容によっては他の者へ分担することが難しいものも一定程度あった。
- ・ 企画業務が中心の部署においては、人員配置がすぐに超過勤務の削減につながらないこともあり、企画業務を担える人材の育成が課題であるといった意見があった。
- ・ 課を超えたチーム制等により、他課の業務を経験することで人材育成につなげることを検討している部署があった。
- ・ 多忙ではあるが、業務にやりがいを感じているという声を聞いており、業務の内容等によって職員のモチベーション維持につながるとの意見があった。

- ・ 超過勤務の削減に取り組んでいる部署に対して、他の部署における取組事例等を紹介するなどした。
- ・ 始業打刻が遅い職員がいる部署については、意識の改善を促すとともに、やむを得ず打刻が遅れた場合にはコメント等を入力するように指導した。
- ・ 打刻漏れがあるにもかかわらずコメントの入力のない職員がいる部署については、コメントを入力するよう指導した。
- ・ 事務系職員ポスト、アウトソーシング経費等の配分を担当している部署に対して、配分を検討する際の一つの資料として状況確認結果に係る情報を提供した。結果として、状況確認の対象となった部署のうち、教務系を中心とした複数の部署に対して、来年度に上記ポストや経費が配分されることとなっている。
- ・ 意見として出された人材育成や人員配置等については、現在、全学的な課題として検討を進めている。また、効率的な事務処理を目指して、全学的な業務フローの標準化等の取組も進められている。

過半数ニュース

3/16 三六協定締結しました！

3月15日、4事業場（箕面、豊中、吹田、附属病院）の過半数代表者と大学との間で、来年度の労使協定に関する協議が開かれました。大学側の出席は、水島理事以下、人事課職員、労働者側は藤原箕面、養老豊中、谷川吹田、武田病院の4地区過半数代表とオブザーバー（このうち箕面地区からは1名）でした。

まず、豊中地区の過半数代表が、時間外労働が教務系に集中しているという資料を示しつつ、表面的な業務の効率化を繰り返すのではなく、教務の業務の特性を十分調査・研究し、より踏み込んだ対応策を考えるべきではないかとの提案がありました。箕面からも、教務系において入試前の10月に異動があるなど、かえって業務の負担が増えるような例があること、業務の引継ぎに割く時間さえもないほど多忙であることを訴えました。

31

なっていました。既に過半数ニュースでお知らせしましたように、2月28日付で「勤務時間管理の状況確認結果」が提出されています。これにもとづき、調査は課長と課長補佐級の職員へのヒアリングにとどまっているが、第三者による調査を行うべきではないかということ、および、調査結果に基づいて具体的な数字を公表するべきだという二点を主張しました。

《締結內容》

- ・時間外労働および休日労働に関する協定書
- ・「専門業務型裁量労働制に関する協定書」についての確認書
- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇及び介護休暇等の適用除外に関する協定書

最後に、4月より非常勤講師が過半数代表の選出母体に含まれることに関連し、過半数代表の選出に必要な情報共有のあり方を議論しました。また、理学部では過半数代表者選出母体の構成員の代表者が年二回集まって情報共有を行っているという、興味深い事例も知ることができました。箕面地区の過半数代表のあり方についても、是非ご意見をお寄せください。

■■□ 組合ニュース 2021年度 第3号 ■■□■■■ 2021年8月31日 ■□
9/2 One Day- Cafeのお知らせ

みなさん こんにちは

9月2日の13時に始まる外国語学部の教授会が終わった頃から準備を始めて

2. (3) — ②

■■□ 組合ニュース 2021年度 第6号 ■■□■■■□ 2021年10月7日 ■□
10/7 One Day- Cafeのお知らせ

みなさん こんにちは

一生懸命パソコンに向かっている院生も、リフレッシュしてください。

ささやかなイベントになりますが、今年度も会議デーに One-Day-Café を続けたいと思います。会議の合間にコーヒーとおしゃべりでリフレッシュしましょう。添付のチラシをご覧ください。

0 **1** **2** **3** **4** **5** **6** **7** **8** **9** **A** **B** **C** **D** **E** **F**

ここにちは。現在、執行委員の當野能之さんが休職されています。そこで、執行委員選挙で次点でありました石黒暢さんに新執行委員に加わっていただくことにしました。新しい執行委員体制は以下のとおりです。引き続き宜しくお願い致します。

執行委員 清水政明、石黒暢

[illegible]

みなさま、次年度も一緒によりよい箕面キャンパスをつくっていきましょう。組合員の交流を深める企画もいろいろ考えていきたいと思いますので、来年度も宜しくお願い致します。